

ID: 199

担当部署: 上下水道課

処分の概要	排水設備等の計画の確認及び変更確認		
例規名 根拠条項	大河原町下水道条例 第5条		
例規番号	平成14年条例第10号		
【基準】			
第5条の規定による。 (排水設備等の計画の確認)			
第5条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設(以下これらを「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理者が別に定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。			
2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、その旨を管理者に届け出ることをもって足りる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日